

# 災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な 燃料備蓄の推進事業費補助金

平成31年度概算要求額

12.8億円 (7.3億円)

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 災害時において、道路等が寸断した場合に、ガソリンスタンドなどの供給側の強靭化だけでは燃料供給が滞る可能性があることから、需要家側においても自家発電機等を稼働させるための燃料を「自衛的備蓄」として確保することは、災害時における施設機能の継続を確実にする有効な方策です。平成28年4月の熊本地震においても、その有用性は実証されています（※）。

※ 熊本市内の病院が、停電時に本事業の支援を受けて設置した石油タンクと自家発電機を使用して、業務を継続しました。

- このため、避難所や病院等の社会的重要インフラ等への燃料備蓄を推進すべく、LPガスタンクや石油タンク等の設置を支援します。

### 成果目標

- 避難所や避難者が多数発生する商業施設・病院などの民間施設等への導入を促進するため、社会的重要インフラにLPガス・石油製品の「自衛的備蓄」を促し、災害対応力の強化を目指します。

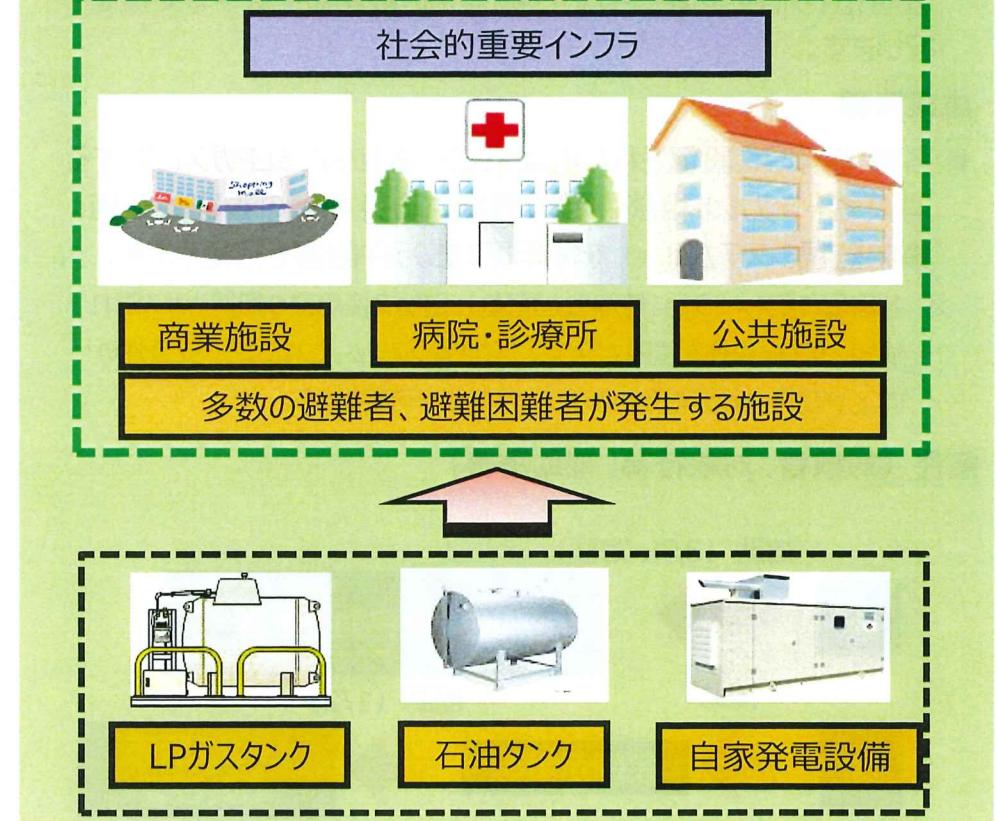
### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



## 事業イメージ

分散型エネルギーであるLPガス・石油製品を利用した、LPガスタンク、石油タンク、自家発電設備等の設置を支援します。

### 需要家側への燃料備蓄の推進



# 石油ガスの流通合理化及び取引の適正化等に関する支援事業費 平成31年度概算要求額 7.5億円（8.0億円）

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- LPガスに関する消費者トラブルに対応し、取引の適正化を図るとともに、LPガスの安定供給体制を確保するため、各都道府県の民間企業等が行う消費者相談や防災体制の整備に対する支援を行います。
- LPガス販売事業者の経営基盤を強化するため、LPガスの料金透明化や流通構造を合理化するための取組みに対する支援を行います。

### 成果目標

- 各都道府県に設置された相談窓口に寄せられるLPガスに関する消費者トラブルの相談件数の削減や防災訓練の着実な実施、集中監視システム（※）を毎年度約5万件設置を目指します。  
※ 各家庭のガスマーティーに無線機を設置し、LPガス使用量の把握やガス漏れ検知、ガス栓操作を遠隔で行うことができるシステム。これにより、安全性の向上や配送・検針業務の合理化・効率化が可能となる。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）

補助（3/4、定額）

国

補助

都道府県民間企業等

補助（1/2）

国

民間企業等

LPガス販売事業者等

## 事業イメージ

### （1）販売事業者指導支援事業



### （2）LPガス地域防災対応体制整備支援事業



### （3）構造改善推進事業

- LPガスの使用状況を可視化するための「見える化システム」の導入やLPガスの防災のための「集中監視システム」の整備など、LPガス販売事業者の構造改善のための事業を行う。

# 緊急時放出に備えた国家備蓄石油及び国家備蓄施設の管理委託費（石油ガス分）

平成31年度概算要求額 **107.0億円（103.0億円）**

## 事業の内容

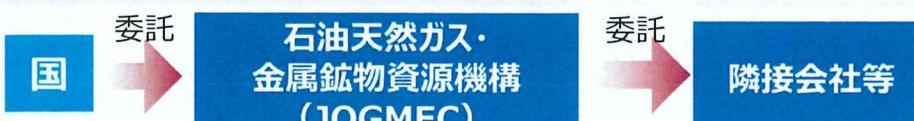
### 事業目的・概要

- 石油ガスの安定供給確保のため、石油備蓄法に基づき定められた備蓄目標に沿って、国家備蓄を行っていますが、本事業ではこうした国家備蓄基地の管理・運営等を安全かつ効率的に実施するために必要な経費です。
- 具体的には、5基地（七尾基地（石川県）、福島基地（長崎県）、神栖基地（茨城県）、倉敷基地（岡山県）、波方基地（愛媛県））における国家備蓄石油ガスの管理（基地施設管理、修繕保全、土地保全等）、緊急放出訓練の実施等を行います。
- ※石油ガス（LPガス）は供給の約80%を輸入に依存しているため、緊急時に備えて国内に備蓄をする必要があります。

### 成果目標

- 国家備蓄施設及び国家備蓄石油ガスを安全かつ効率的に管理するとともに、緊急時において円滑かつ確実に放出できる体制を構築するため、各基地において年1回以上放出訓練を実施していきます。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



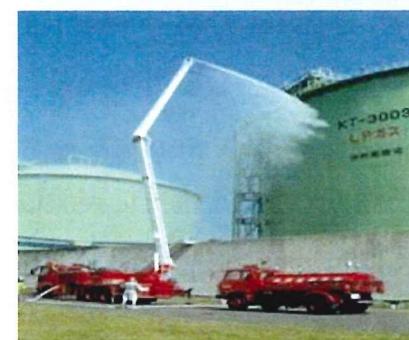
（石油の備蓄の確保等に関する法律第29条）

## 事業イメージ

- 基地施設や石油ガスの保全・点検業務等、基地の操業を実施する他、緊急時に備えた防災訓練、放出訓練を実施します。



福島基地（長崎県）



防災訓練



放出訓練

# 国債整理基金特別会計へ繰入（石油ガス分）

平成31年度概算要求額 223.0億円（259.2億円）

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 国家備蓄石油ガスの購入に係る費用や、国家石油ガス備蓄基地の建設や能力向上（資本的支出）に係る費用は、借入金等によってまかなわれています。
- 本事業では、金融機関等に対し、国債整理基金特別会計を通じ、これら借入金等の元本償還や利払いを行います。

【参考】国家備蓄石油ガス・基地の整備にかかる資金調達方法等  
(本事業の対象範囲は、下表の「●税収で支払」の部分)

	資金調達	元本償還	利息
国家備蓄石油ガスの購入	政府短期証券(FB)	原則は借換 ●税収で支払	
国家備蓄基地の建設	市中借入 財投借入	原則は借換 ●税収で支払	
国家備蓄基地の能力向上	財投借入	●税収で支払 ●税収で支払	

※国家備蓄基地は、平成16年2月の独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）発足に伴い、資金調達方法が財投借入に変更されている。

### 成果目標

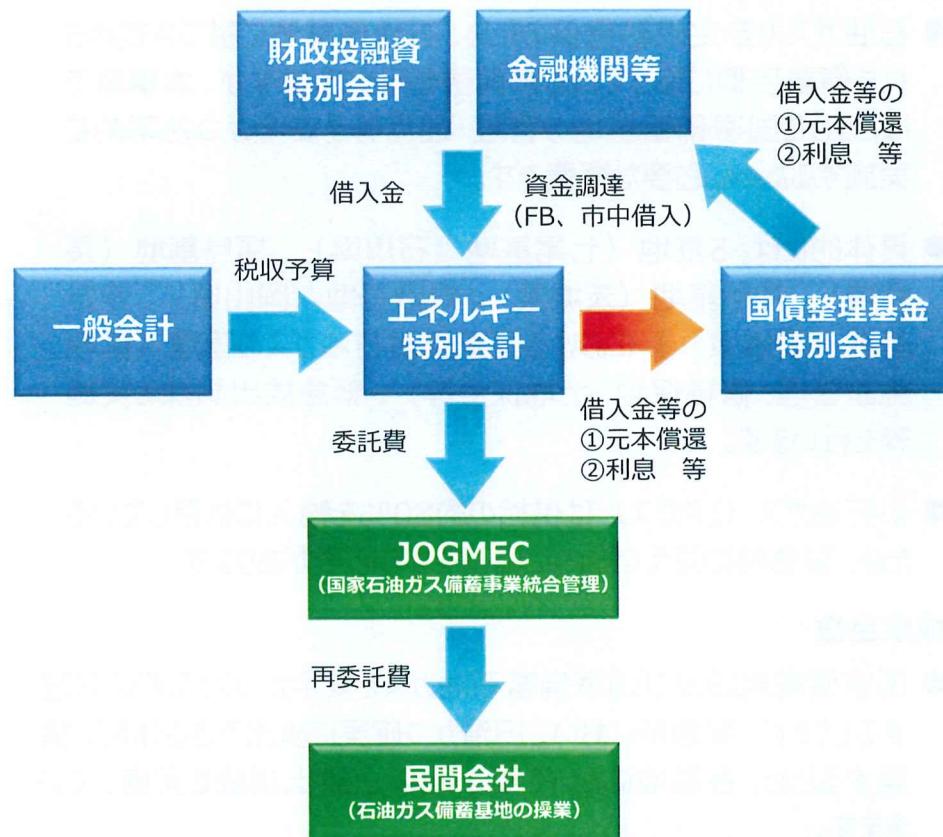
- 国家石油ガス備蓄基地の建設や能力向上に係る借入金の適正な償還及び利払を行うことにより、国家備蓄石油ガス事業を確実に実施します。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）

- (右「事業スキーム図」参照)

## 事業イメージ

### 国債整理基金特別会計への繰入に係るスキーム図



※なお、国家備蓄石油ガスの購入費用及び国家備蓄基地の建設費用にかかる元本借換は、本事業ではなく、政府短期証券(FB)の発行や市中借入により手当します。

# 石油及び石油ガス備蓄事業の実施に係る運営費交付金 (石油ガス分)

平成31年度概算要求額 2.4億円 (2.7億円)

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 独立行政法人通則法第46条に基づき、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）に対し交付金を交付し、国際的な石油ガス情勢を踏まえて国家石油ガス備蓄事業を実施する上で必要となる管理・運営及び必要となる調査等を実施します。

### 成果目標

- 本事業を通じた安全性に係る調査等の実施により、国家備蓄石油ガスの安全かつ効率的な管理や緊急時における円滑かつ確実な備蓄放出体制の構築を目指します。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



## 事業イメージ

- JOGMECは、本交付金により、以下のような調査、情報収集等を実施し、国家石油ガス備蓄事業の円滑かつ効率的な実施を図ります。
  - ・国家備蓄基地管理業務の安全評価に関する調査
  - ・石油ガス地下備蓄における水封式地下岩盤貯槽※の安全性確保に関する調査 等



倉敷基地下貯槽の様子  
(建設時)

※水封式地下岩盤貯槽とは地下水圧により常温のLPガスを閉じ込める貯蔵方式のために地下に設置された貯槽

# 国有資産等所在市町村交付金（石油ガス分）

平成31年度概算要求額 28.0億円（30.7億円）

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 国が所有する石油ガスの国家備蓄施設に関し、国有資産等所在市町村交付金法（昭和31年法律第82号）に基づき、当該資産の所在自治体に対し、交付金を交付します。

### 成果目標

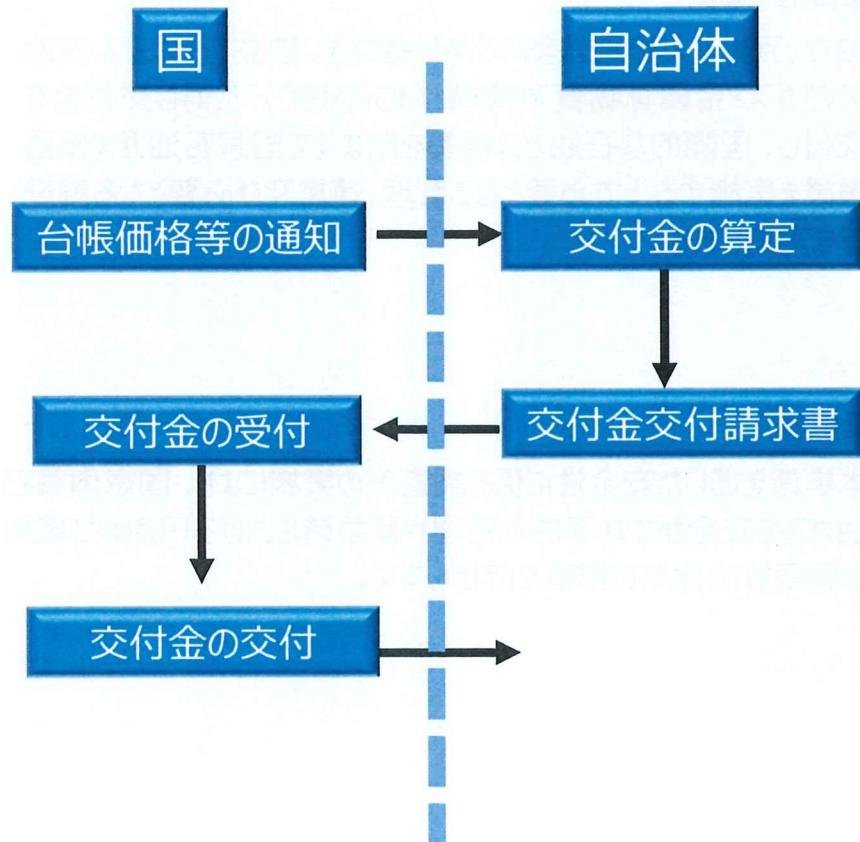
- 石油ガス国家備蓄施設が所在する地域との共生を図ることにより、石油ガス国家備蓄施設の安全かつ安定的な操業を確保することを目指しています。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



- 対象者 国が所有する固定資産所在の自治体
- 対象資産 国家備蓄施設の用に供する固定資産
- 交付金算定率 国有財産台帳価格×1.4%（固定資産税率）

## 事業イメージ



# 石油・石油ガス備蓄増強利子補給金（石油ガス分）

平成31年度概算要求額 0.1億円（0.1億円）

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 石油の備蓄の確保等に関する法律に基づき、石油ガス輸入業者には、商業用在庫を上回る水準（基準備蓄量）の石油ガス在庫を保持する義務（民間備蓄義務）が課せられています。
- 石油ガス輸入業者が当該義務を履行すべく、商業用在庫を上回る基準備蓄量を満たすために必要な石油ガス購入資金を独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）から借り入れる場合、その融資に係る利払いの一部につき、国が石油ガス輸入業者に利子補給を行います。

### 成果目標

- 石油の備蓄の確保等に関する法律に基づいて、石油ガス輸入業者に課している民間備蓄義務の履行による負担を軽減し、適切な備蓄日数を維持することにより、我が国の石油ガスの安定供給確保を目指します。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



## 事業イメージ

### 市中金融機関



### 政府保証借入



### JOGMEC



### 融資

### 石油ガス輸入業者

### 利子補給金

国

- JOGMECから石油ガス輸入業者向けの融資に係る利払いの一部につき、利子補給を行います。

# 土地借料

平成31年度概算要求額 **0.03億円（0.03億円）**

## 事業の内容

### 事業目的・概要

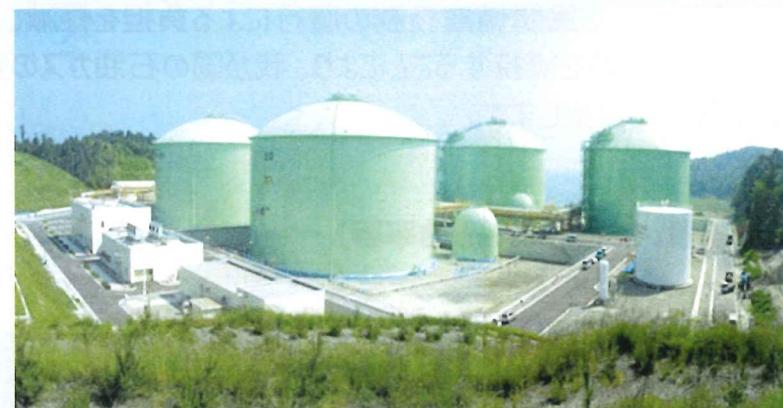
- 国家石油ガス備蓄基地に設定されている地上権にかかる土地借料です。

## 事業イメージ



### 成果目標

- 国家石油ガス備蓄施設の管理・運営の実施に必要な用地を確保することにより、石油ガス国家備蓄事業を安定的に実施します。



### 条件（対象者、対象行為、補助率等）

土地借料

国

土地所有者

七尾基地（石川県）

# 高圧エネルギーガス設備に対する耐震補強支援事業費補助金

平成31年度概算要求額 1.6億円（2.1億円）

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 東日本大震災における球形タンクへの被害を踏まえ、見直しを行った球形タンクに係る耐震基準への既存設備の適合を促進します。
- また、今後、より大きな地震が発生する可能性も指摘されているため、敷地外の建物等に被害を与えるリスクがある保安上重要度の高い既設高圧エネルギーガス設備について、耐震補強対策を支援します。
- これらの取組を通じて、高圧エネルギーガス設備の耐震性の強化を図ります。

### 成果目標

- 平成26年度からの事業であり、高圧エネルギーガス設備の耐震補強を加速させることにより、高圧ガス等に係る災害事故による人的被害を伴う事故の件数及び死傷者数を、現行の事故報告体制になって以降、最小の30件、38人以下にすることを目指します。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



## 事業イメージ

### （1）球形タンクを支える脚部（ブレース）補強の支援

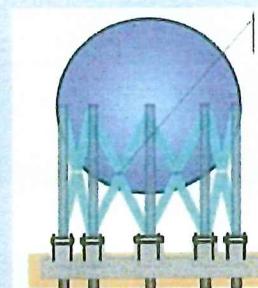
- 東日本大震災における球形タンクへの被害を踏まえ、LPG等を貯蔵する球形タンクを支える脚部（ブレース）の補強に関する耐震基準の見直しを実施しました（平成25年11月29日公布、平成26年1月1日施行）。
- 球形タンクを保有する事業者が、最新基準への適合に向けて耐震補強対策に取り組む場合の費用の一部支援を行い、耐震性の強化を図ります。

### （2）重要既存高圧エネルギーガス設備に対する耐震補強の促進

- 既存の高圧エネルギーガス設備のうち、敷地外の建物等に被害を与える保安上重要度の高い設備を保有する事業者が、最新の耐震基準への適合や基準以上の耐震性を確保するために耐震補強対策に取り組む場合の費用の一部支援を行い、耐震性の強化を図ります。



【東日本大震災時に発生した大規模火災の様子】



【耐震基準の見直しを実施した球形タンクを支える脚部（ブレース）の補強等対策】



# 石油・ガス供給等に係る保安対策調査等委託費

平成31年度概算要求額 6.6億円（6.5億円）

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 石油・ガス等に係る事故を未然に防止するとともに、産業保安法令の技術基準等の制定・改正や制度設計を行うため、以下の事業等を実施します。
  - 石油精製プラントや都市ガス・LPガス等の事故情報調査
  - 高圧ガス取扱施設における地震時の対応に関する調査
  - 新認定事業所制度の制度運用の検討、リスクアセスメントの強化等、環境変化に対応した産業保安規制の検討
- これらの事業により、石油・ガスの安定供給・資源の合理的開発と石油・ガスの精製・供給・消費等に係る保安の確保を図ります。

### 成果目標

- 本事業を通じ、高圧ガス等に係る人的被害を伴う事故件数及び死傷者数を、現行の事故報告体制になって以降最少にすることを目指します。
- また、都市ガス・LPガスについては審議会で取りまとめた「保安対策指針」「ガス安全高度化計画」で設定した事故・死傷者数の減少という目標の達成を目指します。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）

国

委託

民間企業等

## 事業イメージ

### （1）石油精製業総合保安対策

石油精製プラント等での重大事故の原因調査及び再発防止策の検討、事業者による事故原因・再発防止策の評価及び公表・周知等



高圧ガス施設の地震・津波の影響を評価する手法等に関する実験・シミュレーションによる検討等

スーパー認定事業所・自主保安高度事業所制度に関する調査、現場力強化教育モデルプログラムの作成等、環境変化に対応した産業保安規制の検討

### （2）石油ガス総合保安対策

#### ・バルク貯槽告示検査方法効率化技術調査研究

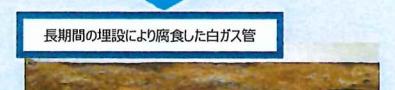
- ①バルク貯槽告示検査（現状）  
○内容  
・耐圧性能検査（非破壊検査）  
・強度検査（肉厚測定）  
・気密試験等  
○頻度  
・製造後20年以内に検査（初回のみ）  
・5年以内每（告示検査（初回）以後）



- ②告示検査（初回）以後の検査方法の合理化・基準検討



#### ・経年埋設ガス管への対応



経年管の危険度を判定・  
公表し、経年管の交換を  
促進

